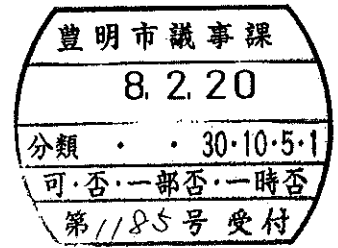


<参考>様式第4号

令和8年2月20日

豊明市議会議長 殿



研修会・講演会等参加報告書

議員名 浅井 たかお

令和7年度豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
令和8年1月20日(火) (午前10時～午後零時)	豊明市役所4階 第1委員会室	別紙添付

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

別紙

議員名 浅井 たかお

豊明市市議会議員ハラスメント研修会

「なんでもハラスメントにしてしまう社会」
AI・SNSの社会と日常生活でのハラスメントについて

講師 安江 正司 氏

職歴 行政書士・NPO 団体・企業アドバイザー

研修目的

どうしたらハラスメントになるのか、ハラスメントとはどんなものがあるのか、よく理解できていない部分があるため、その詳細を把握するために、全議員を対象とした研修会を実施した。

主な内容

ハラスメントの定義

- ・ハラスメントは、日常生活の中で人々が置かれた環境の中で、他人に対して精神的、身体的な苦痛や不快感を与える言動や行為のことを指す。
- ・権力関係や立場の差を背景に、相手を傷つけたり、業務環境を悪化させたりするような言動が含まれる。

ハラスメントの判断基準

- ・加害者の「意図」ではなく、被害者がどう感じたかが重要
- ・一度でアウトなケース、繰り返して成立するケースの違い
- ・職場内の上下関係があると「NO」などの意思表示が出来ない構造的な問題

ハラスメントの予防と対応

- ・日常のコミュニケーションで気をつけること
- ・ハラスメントを受けたらどうすれば良いのか
- ・記録を残す
- ・信頼できる人に相談する
- ・社内の相談窓口や第三者機関の活用

ハラスメント対応と自覚

① 議員(国市町村議員)としての役割

議員は、地域有権者から選挙で選ばれた地位であり、議員活動のほか地域全体の奉仕者として公私ともに行動規範は清廉な行動を求められる。

地域におけるハラスメント対応に接した時に、どのように対処するかは個々の議員の経験則において対応されていると思う。

※なぜ議員が自覚すべきなのか→「公人としての責任」

内容

地域住民の模範であるべき立場であること。

権力性のある立場ゆえ、無自覚な加害者リスクになり得る。

議会内・外での行動が信頼に直結することが多くある。

発言が国政、所属市町村行政、政策集団(所属団体)、個人に直結し、問題化する危険性がある。

② なぜ今、ハラスメントの防止が求められているのか

社会的背景…個々人権の意識向上

法令改正と企業への義務化

労働施策総合推進法の改正(2020、2022)により、企業に対してパワーハラスメント防止措置が義務付けられた(中小企業は2022年4月から適用)。

③ 世代個体・価値観の変化による意識の高まり

若年層(平成、令和世代)では、精神的安全性や人間関係の質を職場選びの重要指標とする傾向が強まっている。

SNS、口コミサイトで職場環境の「見える化」が進み、企業の評価に直結。

議員活動、発言にも直結している。

ハラスメント環境とは

・AI・SNSによる誹謗中傷ハラスメント…AIシステムが人に対して不適切・攻撃的・差別的・不公平な扱いを行うこと、またはAIを使う人間がAIを通じて他社にハラスメントを行うことを指す。設計・運用・データの偏りによって、結果的に人を傷つけたり、不利益を与えたりする。

・仕事のハラスメント…主にパワーハラスメント、カスタマーハラスメント

・人間関係のハラスメント…主にセクシャルハラスメント、ソーシャルハラスメント。また、論理的に相手を責め立てたり、相手の考えを強引にねじ伏せる行為のロジカルハラスメントがある。

- ・個人関係のハラスメント…ジェンダーハラスメント、レイシャルハラスメント
- ・ライフステージのハラスメント…エイジハラスメント、マタニティハラスメント
- ・環境のハラスメント…スメルハラスメント、スモークハラスメント
- ・食事・趣味・娯楽のハラスメント…アルコールハラスメント
- ・学校のハラスメント…アカデミックハラスメント
- ・家庭のハラスメント…家事を指摘することで相手を不快にさせる家事ハラスメント

ハラスメント可能性関連法

※刑法に該当する恐れのある犯罪

- ・暴行罪・傷害罪・名誉毀損罪・侮辱罪・強要罪・不同意性交等罪・不同意わいせつ罪・ストーカー規制法違反

※民法における不法行為

- ・不法行為責任・使用者責任・慰謝料請求

所管

今回の研修を受けて、ハラスメントにはパワハラ、セクハラ、カスハラ以外にも様々なハラスメントがあることと、どんな状況で起きるのかなどを学ぶことができました。

議員になる前までは冗談で済まされた発言でも、立場が公人となった現在では赦されないことを改めて認識した。

しかし、特に学校教育現場での教育的指導や企業等での職場教育の現場では、危険を未然に防ぐためには強い口調で教えなければならない場面が必ずある。そういった時に受取り側がきちんとそれを理解していないと、何でもかんでもハラスメントだと訴えかねない。その場合、必要な教育や指導をしているにもかかわらず、ハラスメントだと主張している者が怪我をしようが仕方が無いが、その周辺で学習している人や仕事をしている人には危険が及ぶことになる。その点について、上司等と部下、教師と児童生徒がきちんと意見交換をしながら、理解を含める必要があると思う。

これからも一層、自らを律しながら生活していこうと改めて感じた。